

○北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業の実施（予防給付型サービス、生活支援型サービス及び共生型サービスに限る）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）とする。

2 要支援者とは、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるものをいう。

3 事業対象者とは、65歳以上の被保険者であって、市長が定める要件を満たすことが認められ、地域包括支援センターに対し介護予防ケアマネジメントを依頼した者のうち居宅において支援を受けるものをいう。

(事業の内容等)

第3条 市長は、第1号訪問事業及び第1号通所事業（以下「第1号事業」という。）で実施するサービスとして次に掲げる事業を実施する。

(1) 第1号訪問事業

イ 予防給付型訪問サービス

法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）により実施する指定相当訪問型サービス（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第3条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。）（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）

ロ 生活支援型訪問サービス

指定事業者により実施する予防給付型訪問サービスに係る基準よりも緩和した基準によるサービス

ハ 共生型訪問サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が提供するサービス

(2) 第1号通所事業

イ 予防給付型通所サービス

指定事業者により実施する指定相当通所型サービス（指定相当訪問型サービ

ス等基準第47条に規定する指定相当通所型サービスをいう。)(旧介護予防通所介護に相当するサービス)

ロ 生活支援型通所サービス

指定事業者により実施する予防給付型通所サービスに係る基準よりも緩和した基準によるサービス

ハ 共生型通所サービス

指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に指定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が提供するサービス

2 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)

第140条の63の7の規定により市が定める指定の有効期間は6年とする。ただし、申請者が法第41条第1項の規定による指定を受けた指定訪問介護事業者若しくは指定通所介護事業者又は法第42条の2第1項の規定による指定を受けた指定地域密着型通所介護事業者(以下「指定訪問介護事業者等」という。)であり、第1号事業と当該指定訪問介護事業者等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該指定訪問介護事業者等の指定の有効期間満了日までの期間とすることができる。

(変更の届出等)

第4条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他市長が定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定事業所の事業を再開したときは、市長が定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定事業所の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、市長が定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該指定第1号事業を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定第1号事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第1号事業等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の第1号事業の事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指導及び監査)

第5条 市長は、第1号事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不当な行為により、利用者が第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払いを受けたときは、当該支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(第1号事業支給費の支給)

第7条 指定事業者による第1号事業の実施の際における第1号事業支給費の額は、次条に規定する第1号事業に要する費用の額の100分の90に相当する額とする。

ただし、所得の額が別に市長が定める額以上である要支援者等については、次条に規定する第1号事業に要する費用の額の100分の80又は100分の70に相当する額とする。

(第1号事業に要する費用の額)

第8条 第1号事業に要する費用の額は、別表第1（予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表）から別表第4（生活支援型通所サービス事業支給費単位数表）により算定するものとする。

2 第1号事業に要する費用の額は、別に市長が定める1単位の単価に別表第1（予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表）から別表第4（生活支援型通所サービス事業支給費単位数表）に定める単位数を乗じて算定するものとする。

3 前2項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第9条 市長が、災害その他特別な事情があることにより、必要な費用を負担することが困難であると認めた対象者が受ける第1号事業支給費においては、第7条中「100分の90」又は「100分の80又は100分の70」とあるのは、北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）第10条及び第11条の例に準じる。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第10条 市長は、法第61条及び第61条の2の規定に準じて、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

2 前項に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給要件及び支給額については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）に規定する高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の例に準じる。

(第1号事業費に係る支給限度額)

第11条 この事業に係る支給限度額基準額は、法第53条に規定する介護予防サービス費及び第1号事業支給費の合計が次に掲げる状態区分に応じて、それぞれ一月ごとに次に掲げるとおりとする。

(1) 要支援1、事業対象者 5, 032単位

(2) 要支援2 10, 531単位

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別表第 1（予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表）

予防給付型訪問サービス費（共生型訪問サービス費）

イ 予防給付型訪問サービス費（Ⅰ）	1, 176 単位
ロ 予防給付型訪問サービス費（Ⅱ）	2, 349 単位
ハ 予防給付型訪問サービス費（Ⅲ）	3, 727 単位

注 1 利用者に対して、指定予防給付型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定予防給付型訪問サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第 14 条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 予防給付型訪問サービス費（Ⅰ）

介護予防サービス計画において 1 週に 1 回程度の指定予防給付型訪問サービスが必要とされた者

ロ 予防給付型訪問サービス費（Ⅱ）

介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の指定予防給付型訪問サービスが必要とされた者

ハ 予防給付型訪問サービス費（Ⅲ）

介護予防サービス計画においてロに掲げる回数の程度を超える指定予防給付型訪問サービスが必要とされた者（要支援 2 の者に限る。）

注 2 別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、適用しない。

注 4 指定予防給付型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（若しくは指定予防給付型訪問サービス事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定予防給付型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定予防給付型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。ただし、別に市長が定める基準に該当する指定予防給付型訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定予防給付型訪問サービス事業所における 1 月あたりの利用者が同一敷

地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

※支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入のこと。

注5 別に市長が定める地域に所在する指定予防給付型訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、特別地域予防給付型訪問サービス加算として1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注6 別に市長が定める地域に所在し、かつ、別に市長が定める施設基準に適合する指定予防給付型訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又は、その一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注7 指定予防給付型訪問サービス事業所の訪問介護員等が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(北九州市予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱(平成30年3月28日保健福祉局長決裁。以下「訪問事業要綱」という。)第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を超えて、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注8 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、当該予防給付型訪問サービス費は算定しない。

注9 利用者が一の指定予防給付型訪問サービス事業所において指定予防給付型訪問サービスを受けている間は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所以外の指定予防給付型訪問サービス事業所及び指定生活支援型訪問サービス事業所が提供した当該予防給付型訪問サービス費及び生活支援型訪問サービス費は算定しない。

注10 共生型訪問サービスの事業を行う指定共生型訪問サービス事業者が当該事業を行う事業所において、居宅介護従業者基準第1条第四号、第九号、第十四号又は第十九号から第二十二号までに規定する者が共生型訪問サービスを行った場合は、1ヶ月につき予防給付型訪問サービス費の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型訪問サービスを行う指定共生型訪問サービス事業所において、居宅介護従業者基準第1条第五号、第十号又は第十五号に規定する者が共生型訪問サービスを行った場合は、1ヶ月につき予防

給付型訪問サービス費の所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型訪問サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問サービスを行った場合は、1ヶ月につき予防給付型訪問サービス費の所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

ニ 初回加算 200単位

注 指定予防給付型訪問サービス事業所において、新規に予防給付型訪問サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定予防給付型訪問サービスを行った日の属する月に指定予防給付型訪問サービスを行った場合又は当該指定予防給付型訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定予防給付型訪問サービスを行った日の属する月に指定予防給付型訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

注1 (1) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ）又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした予防給付型訪問サービス計画を作成し、当該予防給付型訪問サービス計画に基づく指定予防給付型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定予防給付型訪問サービスが行なわれた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした予防給付型訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該予防給付型訪問サービス計画に基づく指定予防給付型

訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定予防給付型訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ヘ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数のいずれかを加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。なお、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1,000分の24に相当する単位数を、令和6年5月31日までの間、所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

ヌ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の145に相当する単位数

注2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型訪問サービス事業所（注2の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） イからへまでにより算定した単位数の1,000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） イからへまでにより算定した単位数

- の1,000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからへまでにより算定した単位数
の1,000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからへまでにより算定した単位数
の1,000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからへまでにより算定した単位数
の1,000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからへまでにより算定した単位数
の1,000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからへまでにより算定した単
位数の1,000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからへまでにより算定した単
位数の1,000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからへまでにより算定した単
位数の1,000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからへまでにより算定した単
位数の1,000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからへまでにより算定した単
位数の1,000分の76に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

別表第2（生活支援型訪問サービス事業支給費単位数表）

生活支援型訪問サービス費

イ	生活支援型訪問サービス費（Ⅰ）	921単位
ロ	生活支援型訪問サービス費（Ⅱ）	1,840単位
ハ	生活支援型訪問サービス費（Ⅲ）	2,762単位

注1 利用者に対して、指定生活支援型訪問サービス事業所の従事者が、指定生活支援型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 生活支援型訪問サービス費（Ⅰ）

介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定生活支援型訪問サービスが必要とされた者

ロ 生活支援型訪問サービス費（Ⅱ）

介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定生活支援型訪問サービスが必要とされたもの

ハ 生活支援型訪問サービス費（Ⅲ）

介護予防サービス計画においてロに掲げる回数の程度を超える指定生活支援型訪問サービスが必要とされた者（要支援2の者に限る。）

注2 別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。

注4 別に市長が定める地域に所在する指定生活支援型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従事者が指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、特別地域生活支援型訪問サービス加算として1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注5 別に市長が定める地域に所在し、かつ、別に市長が定める施設基準に適合する指定生活支援型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又は、その一部として使用される事務所の従事者が指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注6 指定生活支援型訪問サービス事業所の従事者が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（訪問事業要綱第26条第5号において準用する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相

当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注 7 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、当該生活支援型訪問サービス費は算定しない。

注 8 利用者が一の指定生活支援型訪問サービス事業所において指定生活支援型訪問サービスを受けている間は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所以外の指定予防給付型訪問サービス事業所及び指定生活支援型訪問サービス事業所が提供した当該予防給付型訪問サービス費及び生活支援型訪問サービス費は算定しない。

ニ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 245 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 224 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 182 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) イからハまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 145 に相当する単位数

注 2 令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1) イからハまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 221 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2) イからハまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 208 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3) イからハまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 200 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4) イからハまでにより算定した単位数

- の1,000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからハまでにより算定した単位数
の1,000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからハまでにより算定した単位数
の1,000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからハまでにより算定した単位数
の1,000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからハまでにより算定した単位数
の1,000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからハまでにより算定した単位数
の1,000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからハまでにより算定した単
位数の1,000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからハまでにより算定した単
位数の1,000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからハまでにより算定した単
位数の1,000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからハまでにより算定した単
位数の1,000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからハまでにより算定した単
位数の1,000分の76に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

別表第3（予防給付型通所サービス事業支給費単位数表）

予防給付型通所サービス費（共生型通所サービス費）

イ 予防給付型通所サービス費

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| （１）予防給付型通所サービス費（Ⅰ）（要支援１、事業対象者） | １， ７ ９ ８ 単位 |
| （２）予防給付型通所サービス費（Ⅱ）（要支援２） | ３， ６ ２ １ 単位 |

注１ 別に市長が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、指定予防給付型通所サービスを行った場合に、利用者の要支援状態等の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準に該当する場合は、別に市長が定めるところにより算定する。

注２ 別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注３ 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和７年３月３１日までの間は、適用しない。

注４ 指定予防給付型通所サービス事業所の予防給付型通所サービス従業者（北九州市予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準に関する要綱（平成３０年３月２８日保健福祉局長決裁。以下「通所事業要綱」という。）第５条第１項に規定する予防給付型通所サービス従業者をいう。）が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所事業要綱第２３条第６号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて指定予防給付型通所サービスを行った場合は、１月につき所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注５ 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、当該予防給付型通所サービス費は算定しない。

注６ 利用者が一の指定予防給付型通所サービス事業所において指定予防給付型通所サービスを受けている間は、当該指定予防給付型通所サービス事業所以外の指定予防給付型通所サービス事業所及び指定生活支援型通所サービス事業所が提供した当該予防給付型通所サービス費及び生活支援型通所サービス費は算定しない。

注７ 指定予防給付型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定予防給付型通所サービス事業所と同一建物から当該指定予防給付型通所サービス事業所に通う者に対し指定予防給付型通所サービスを行った場合は、１月につき次の単位を所定単位費から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であ

ると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

イ 要支援 1、事業対象者 376 単位

ロ 要支援 2 752 単位

※区分支給限度基準額の算定対象外

注 8 利用者に対して、その居宅と指定予防給付型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位（イ（1）を算定している場合は 1 月につき 376 単位を、イ（2）を算定している場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注 7 を算定している場合は、この限りでない。

注 9 共生型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合は、予防給付型通所サービス費の所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型通所サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害者福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合は、予防給付型通所サービス費の所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定し、共生型通所サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この注において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合は、予防給付型通所サービス費の所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、共生型通所サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所サービスを行った場合は、予防給付型通所サービス費の所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔

機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定予防給付型通所サービス事業所の予防給付型通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した予防給付型通所サービス計画（通所事業要綱第39条第2号に規定する予防給付型通所サービス計画という。以下同じ。）を作成していること。

ロ 予防給付型通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、若年性認知症利用者（施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定予防給付型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この中において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（ホの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要なに応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 別に市長の定める基準に適合している指定予防給付型通所サービス事業所であること。

ホ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に市長の定める基準に適合している指定予防給付型通所サービス事業所であること。

へ 口腔機能向上加算

注 別に市長の定める基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

（1）口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

（2）口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

ト 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対

し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が利用者に対し指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

(一) 要支援1、事業対象者 88単位

(二) 要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

(一) 要支援1、事業対象者 72単位

(二) 要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

(一) 要支援1、事業対象者 24単位

(二) 要支援2 48単位

※区分支給限度基準額の算定対象外

リ 生活機能向上連携加算

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に市長が定める基準に適合する指定予防給付型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5 単位

ル 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対して指定予防給付型通所サービスを行った場合は、1 月につき 40 単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて予防給付型通所サービス計画を見直すなど、指定予防給付型通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定予防給付型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 59 に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 43 に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 23 に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) イからルまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 12 に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) イからルまでにより算定した単位数の 1, 000 分の 10 に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数を、令和6年5月31日までの間、所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

コ 介護職員等処遇改善加算

注1 令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の64に相当する単位数

注2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注2の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） イからルまでにより算定した単位数の1,000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） イからルまでにより算定した単位数

- の1,000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからルまでにより算定した単位数
の1,000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからルまでにより算定した単位数
の1,000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからルまでにより算定した単位数
の1,000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからルまでにより算定した単
位数の1,000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからルまでにより算定した単
位数の1,000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからルまでにより算定した単
位数の1,000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからルまでにより算定した単
位数の1,000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからルまでにより算定した単
位数の1,000分の33に相当する単位数
- ※区分支給限度基準額の算定対象外

別表第4（生活支援型通所サービス事業支給費単位数表）

生活支援型通所サービス費

イ 生活支援型通所サービス費

- (1) 生活支援型通所サービス費（Ⅰ）（要支援1、事業対象者） 1, 414単位
(2) 生活支援型通所サービス費（Ⅱ）（要支援2） 2, 779単位

注1 別に市長が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定生活支援型通所サービス事業所において、指定生活支援型通所サービスを行った場合に、利用者の要支援状態等の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 別に市長が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 別に市長が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。

注4 指定生活支援型通所サービス事業の生活支援型通所サービス従事者（通所事業要綱第43条第1項に規定する生活支援型通所サービス従事者をいう。）が、別に市長が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（通所事業要綱第23条第6号において準用する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて指定生活支援型通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

注5 利用者が一の指定生活支援型通所サービス事業所において指定生活支援型通所サービスを受けている間は、当該指定生活支援型通所サービス事業所以外の指定予防給付型通所サービス事業所及び指定生活支援型通所サービス事業所が提供した当該予防給付型通所サービス費及び生活支援型通所サービス費は算定しない。

ロ 送迎加算 90単位

注 自宅から事業所までの間、送迎が必要であるとケアマネジメントで認められる利用者に対し、送迎サービスを行った場合は1月につき所定単位数を加算する。

ハ 入浴加算 105単位

注 日常生活上の支援を目的にケアマネジメントで認められる利用者に対し入浴サービスを行った場合は1月につき所定単位数を加算する。

ニ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に市長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施してい

るものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年6月1日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の64に相当する単位数

注2 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間、別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型通所サービス事業所（注2の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活支援型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） イからハまでにより算定した単位数の1, 000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） イからハまでにより算定した単位

数の1,000分の53に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の44に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからハまでにより算定した単位数の1,000分の33に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された第1号事業について適用し、施行日前に実施された第1号事業については、なお、従前の要綱の例による。
(委任)
- 3 第1項及び第2項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に指定事業者が行った第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額について、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に指定事業者が行った第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額について、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に指定事業者が行った第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額について、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に指定事業者が行った第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額について、なお、従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に指定事業者が行った第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額について、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された第1号事業について適用し、施行日前に実施された第1号事業については、なお、従前の要綱の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された第1号事業について適用し、施行日前に実施された第1号事業については、なお、従前の要綱の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された第1号事業について適用し、施行日前に実施された第1号事業については、なお、従前の要綱の例による。